平成２５年（フ）第１００１号
神奈川県川崎市中原区上平間1315―101
債務者　鳥羽　清彦
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００３号
神奈川県横浜市中区本牧町２丁目308―301
債務者　足立　誠樹
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００５号
東京都府中市白糸台５丁目１－１―303
債務者　並木　　榮
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１０号
東京都墨田区緑４丁目８－６―603
債務者　秋山　正夫
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１３号
埼玉県志木市本町３丁目８―12―205
債務者　名達　晶恵
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２１号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目７－８―311
債務者　小田島真美
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３４号
神奈川県横浜市港北区岸根町590
債務者　久保田恵司
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３６号
東京都多摩市和田1423―１　ガーデンタウン桜ヶ丘１号館105
債務者　中村　文雄
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３７号
東京都足立区千住桜木２丁目17―２―519
債務者　藤井　　修
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３９号
東京都世田谷区経堂５丁目６－２―202
債務者　武内　昌弘
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４６号
東京都目黒区中央町２丁目36―11
債務者　西原　昭宏
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５０号
東京都足立区綾瀬６丁目12―503
債務者　近藤　暁彦
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５１号
東京都大田区大森東３丁目４－３平林方
債務者　前田　清美
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５２号
東京都葛飾区東金町５丁目33―９―103　パレ・ドール東金町Ⅱ
債務者　三上　　篁
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５４号
東京都国分寺市新町２丁目14―11
債務者　木田　直明
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部